付議案第10号

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会 教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則で定める利用許可申請書等の様式について、要綱で定めることとしたため、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(様式第1号)」を削る。

第6条第1項中「(様式第2号)」を削り、同条第2項中「(様式第3号)」を削る。

第9条第1項中「(様式第4号)」を削る。

第11条中「(様式第5号)」を削る。

第14条中「並びに別記様式第2号及び様式第3号」を削り、「第6条第1項中」を「同項中」に改め、「「指定管理者」と、別記様式第2号及び様式第3号中「福岡市教育委員会教育長」とあるのは「指定管理者」を「、「指定管理者」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第15条 この規則の規定による利用の届出,申請等に関し作成する利用票,申請書等の様式については,教育長が別に定める。

別記様式第1号から様式第5号までを削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第2号)の一部を改正する 規則案 新旧対照表

行 改正案 第1条~第4条(略) 第1条~第4条(略) (利用の届出) (利用の届出) 第5条 条例第3条第1項の規定による利用の届 第5条 条例第3条第1項の規定による利用の届 出は、利用票(様式第1号)を提出して行うも 出は、利用票を提出して行うも のとする。 のとする。 (利用の許可) (利用の許可) 第6条 条例第3条第2項に規定する利用の許可 第6条 条例第3条第2項に規定する利用の許可 を受けようとする者は、あらかじめ雁の巣児童 を受けようとする者は、あらかじめ雁の巣児童 体育館利用許可申請書に必要事 体育館利用許可申請書(様式第2号)に必要事 項を記入し、教育長に申請しなければならない。 項を記入し、教育長に申請しなければならない。 2 条例第3条第2項に規定する利用の許可は、 2 条例第3条第2項に規定する利用の許可は、 雁の巣児童体育館利用許可書(様式第3号)を 雁の巣児童体育館利用許可書を 交付して行なう。 交付して行なう。 第7条~第8条(略) 第7条~第8条(略) (指定管理者の指定の申請) (指定管理者の指定の申請) 第9条 条例第6条第1項の規定による申請(以 第9条 条例第6条第1項の規定による申請(以 下「指定の申請」という。)は、教育長が定め 下「指定の申請」という。)は、教育長が定め る期間内に指定管理者指定申請書(様式第4号 る期間内に指定管理者指定申請書)を教育長に提出して行うものとする。 を教育長に提出して行うものとする。 2 · 3 (略) 2 · 3 (略) 第10条(略) 第10条 (略) (指定管理者の指定の通知) (指定管理者の指定の通知) 第11条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書 第11条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書 ____を交付して行う。 (様式第5号)を交付して行う。 第12条~第13条(略) 第12条~第13条(略) (指定管理者に関する読替え) (指定管理者に関する読替え) 第14条 条例第5条第1項の規定により体育館の 第14条 条例第5条第1項の規定により体育館の

管理を指定管理者に行わせる場合における第6

管理を指定管理者に行わせる場合における第6

現行	改正案
条第1項並びに別記様式第2号及び様式第3号	条第1項の規定の適用については, <u>同項中</u> 「教
の規定の適用については、第6条第1項中「教	育長」とあるのは <u>,「指定管理者</u> 」とする。
育長」とあるのは <u>「指定管理者」と,別記様式</u>	
第2号及び様式第3号中「福岡市教育委員会教	
<u>育長」とあるのは「指定管理者</u> 」とする。	
	(申請書等の様式)
	第15条 この規則の規定による利用の届出、申請
	等に関し作成する利用票、申請書等の様式につ
	いては,教育長が別に定める。
(委任)	(委任)
<u>第15条</u> (略)	 第16条(略)

現 行	改正案
様式第1号	(削る)
利 用 票 (年 月 日)	
氏 名 住 所 年令 学 校 名	
様式第2号	(削る)
雁の巣児童体育館利用許可申請書	
年 月 日	
(宛先) 福岡市教育委員会教育長	
所在地 団体名	
代表者 (電話)	
次のとおり体育館を利用したいので申請します。なお、利用に際しては福岡市立雁の 巣児童体育館条例及び同条例施行規則を遵守するとともに、これらに基づく体育館の管	
理の業務に従事する者の指示に従います。	
1 利用日時	
年 月 日 時 分から 時 分まで	
2 利用目的	
3 利用人員 計 人	

現 行	改正案
様式第3号	(削る)
雁の巣児童体育館利用許可書	
1 団体名	
2 代表者名	
3 利用日時 年 月 日 時 分から 時 分まで	
4 利用目的	
5 利用人員	
人 6 許可条件その他	
7 備 考	
上記のとおり利用を許可します。 年 月 日	
福岡市教育委員会教育長 印	
1111年11年4月東京大学、日文 「中	
 <u>様式第4号</u>	(削る)
	(円)の)
指定管理者指定申請書 年 月 日	
(宛先) 福岡市教育委員会教育長	
所 在 地 団 体の名 称 代表者の氏名 印	
福岡市立雁の巣児童体育館について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市立雁の 巣児童体育館条例第6条第1項の規定により申請します。	

様式第5号 - 指定管理者指定書 - 年 月 日 - 様 - 「削る) - 「
年 月 日 様
核
福岡市教育委員会教育長 印
地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき,次のとおり福岡市雁の巣児童体育館の 指定管理者として指定します。
iid
1 指定の内容 (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
(2) 指定する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
(3) 指定する期間
2 備考

福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則(昭和46年福岡市教育委員会規則第2号)の 一部を改正する規則

1 改正の理由

本件は、規則で定めている利用許可申請書等の様式について、平成30年12月26日付総法第344号「様式を規則で定める場合の判断基準の制定について」に基づき、要綱で定めることとしたため、規則を一部改正するもの。

2 内容

下記の様式について、教育長が別に定めることとするもの。

- (1) 福岡市立雁の巣児童体育館利用票(様式第1号)(規則第5条関係)
- (2) 福岡市立雁の巣児童体育館利用許可申請書(様式第2号)(規則第6条関係)
- (3) 福岡市立雁の巣児童体育館利用許可書(様式第3号(規則第6条関係)
- (4) 指定管理者指定申請書(様式第4号)(規則第9条関係)
- (5) 指定管理者指定書(様式第5号)(規則第11条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日